

令和6年第1回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年1月5日（金）午後2時00分から午後3時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、玉田 好二、奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	菱川 幸夫、竹谷 益孝
事務局	局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第5号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第6号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	新年あけましておめでとうございます。 会長が欠席のため、副会長の中村が議長を務めさせていただきます。 議事進行にご協力をお願いいたします。 開会に先立ち、事務局から発言を求められています。事務局お願いします。
局長	新年のあいさつ みなさん、あらためまして、こんにちは。 皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、1番、菱川幸夫委員、11番、竹谷益孝委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和6年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

委員	議長	【異議なしの声多数】 それでは、2 番大澤宏保委員、14 番田中きょうこ委員の両名を指名します。
議長	議長	続きまして、日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	事務局	日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転 2 件です。 受付番号 1 番は、二野の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。 二野地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号 2 番は、大森の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。 大森地内において、譲受人は自宅の近隣にある申請地を取得して、新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。
議長	議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、二野お願いします。
奥村（武）委員	奥村（武）委員	農業委員 9 番の奥村から現地確認の報告をします。 二野の工業団地北にある農地です。現地は、栗の木や柿の木が植えてある畑です。譲受人は、昨年の 10 月頃から周辺農地を取得して、経営規模の拡大を図られており、今後も管理される計画で、問題ないと思います。
議長	議長	受付番号 2 番、大森お願いします。
奥村（松）委員	奥村（松）委員	推進委員 7 番の奥村から現地確認の報告をします。 大森辻洞地内にある農地です。譲渡人は自宅から少し離れた申請農地について、高齢となり管理ができないため、譲受人が自宅前にある農地を取得して、野菜等を作付けして耕作されますので、問題ないと思います。
議長	議長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	委員	【意見・質問なし】
議長	議長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委員	委員	【異議なしの声多数】
議長	議長	異議ないものと認め、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議長	議長	続きまして、日程第 3、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局		それでは、事務局に説明を求めます。 日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、2件です。 受付番号1番は、徳野南の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して3棟の戸建賃貸住宅を建築するとのことことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことことです。 受付番号2番は、多治見市の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅物置の敷地にするとのことことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことことです。 本宅の建替えに当たり、敷地の調査を行ったところ、平成27年に建築した物置の敷地が、一部農地にかかっていたことが判明したため、始末書が提出されています。 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号1番、今渡お願いします。
		推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号1番は、今渡蘇南中学校南にある農地と隣接宅地を一体利用して3棟の賃貸住宅を建築する申請です。 周囲に農地は無く、土地改良区の協議書もあり、雨水は排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議長	江口委員	受付番号2番、下恵土お願いします。
		推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。 下恵土杵井地内の農地です。現在、住宅を建て替え中ですが、以前に建ててあった物置が一部農地に入っていたため、分筆して転用申請されたものです。 周囲は、自己所有地で、造成や建築は行わず、雨水は自然浸透で、始末書を提出されており、転用されても、問題ないと思います。
		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。
		【意見・質問なし】
委員	議長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
		【異議なしの声多数】

議 長	異議ないものと認め、議案第 2 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 3 番の案件が、日程第 5、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転 12 件、賃借権の設定 1 件の合計 13 件です。 5 条、受付番号 1 番は、名古屋市瑞穂区の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して 4 棟の分譲住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。 譲渡人の亡き父が昭和 55 年に家屋を増築した際に、農地の一部を住宅敷地としていたことが判明したため、始末書が提出されています。 受付番号 2 番は、岐阜市の方と名古屋市守山区の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅進入路を整備するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 受付番号 3 番は、下恵土の法人と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、放課後等デイサービスセンターを建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 事業計画変更、受付番号 1 番と同時申請となります。 事業計画変更、受付番号 1 番は、下恵土の法人と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、放課後等デイサービスセンターを建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり宅地分譲を進める予定でしたが、計画が予定より大幅に遅れたことと、事業承継者からの強い要望があったことから、これに応じるため事業を譲渡することになりました。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、近隣の事務所への貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、土田の方と土田の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して建設業事務所敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

土地の所有権移転に当たり、敷地調査を行ったところ、平成30年に建築した事務所敷地の一部が農地のままであったことが判明したため、始末書が提出されています。この案件は、是正措置案件として指導した案件となります。

受付番号6番は、受付番号5番と一体利用案件となります。

受付番号6番は、愛知県豊橋市の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、取得後に隣接地と一体利用して建設業事務所敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設にコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

譲渡人は令和2年4月に相続により当該農地を取得しましたが、相続時には既に事務所が建築されており、今回の所有権移転の手続きの際、農地転用がされていないことが判明したため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、東帷子の方と東帷子の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、印刷業倉庫の建築及び駐車場整備をするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存事務所に関連する倉庫及び駐車場で、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置することです。

令和5年10月31日に農振除外されています。

受付番号8番は、矢戸の方と八百津町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号9番は、矢戸の方と矢戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して保険サービス業の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

令和5年10月31日に農振除外されています。

受付番号10番は、坂戸の方と矢戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して輸送機器製造業の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既設工場の敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

受付番号11番は、広見の方と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見二丁目地内で、隣接地を一体利用して共同住宅の駐車場敷地にするということです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐことです。

平成10年頃から駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号12番は、土田の方と帷子新町の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、自宅の近隣に行政書士事務所を建築することです。

議 長	江 口 委 員	立地基準判定は、第2種農地となります。 代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。 受付番号13番は、中恵土の方と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号1番、今渡をお願いします。
		推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番は、蘇南中学校南にあります住宅敷地と隣接農地を一体利用地して、4棟の分譲住宅を建築する申請です。 一部農地に父親の代に住宅を建築していたため始末書が提出されています。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意、排水同意もあり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
		受付番号2番から4番及び事業計画変更受付番号1番、下恵土をお願いします。 推進委員1番の江口が受付番号2番から4番と事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。 受付番号2番は、下恵土禅台寺の西、国道248号線東にある農地で、譲受人が一体利用地の一般個人住宅と一緒に購入し、進入路として整備し利用されます。周囲に農地はありません。雨水排水については道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。 受付番号3番と事業計画変更受付番号1番は、同一地ですので併せて説明します。 下恵土地内大型スーパーとアーラの中間、市道広見土田線の北にある農地です。当初は宅地分譲する計画でしたが、事業が大幅に遅れていたため、事業承継者が放課後等デイサービス施設を建築したいとの強い要望があり承諾された案件です。周囲に農地は無く、土地改良区の同意もあり、雨水は東側道路側溝への排水、周囲にはコンクリートブロックを積まれますので、転用されても、問題ないと思います。 受付番号4番は、下恵土の結婚式場の西にある農地です。譲渡人は高齢となり耕作できなくなり、譲受人が購入して、譲受人の会社が所有するビルの駐車場として整備し、貸されます。周囲に農地はなくなり、土地改良区の同意、排水同意もあり、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥 田 委 員	受付番号5番、6番、土田をお願いします。 農業委員4番の奥田が受付番号5番、6番の案件について報告します。 受付番号5番と6番は、土田地区センター南の農地で、隣接地で一体利用して、建築業

		事務所敷地として利用されていたため、始末書が提出されている案件です。 受付番号5番は、市道に接道する土地は宅地で、南側の申請農地を平成30年頃から無断転用して建築業事務所として貸していたため、是正措置として申請された案件です。 隣地所有者への説明も済み、雨水は自然浸透で、現状のままの使用で、問題ないと思います。 受付番号6番は、受付番号5番と一体利用されており、平成30年頃から無断転用して建築業事務所として利用していたため、始末書が提出されている案件です。 隣地所有者への説明も済み、雨水は自然浸透で、現状のままの使用で、問題ないと思います。
議 長	勝 野 委 員	受付番号7番、東帷子お願いします。 農業委員5番の勝野が受付番号7番の案件について報告します。 受付番号7番は、東帷子地内西可児駅東の農地です。隣接地にあります印刷業者の事業拡大により、倉庫と駐車場を整備されるための申請です。令和5年10月31日に農振除外され、隣地所有者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、排水同意もあり、上下水道を利用しないため、転用されても、問題ないと思います。
議 長	國 枝 委 員	受付番号8番から10番、矢戸お願いします。 推進委員4番の國枝が受付番号8番から10番の案件について報告します。 受付番号8番は、春里地区センター南の農地を、隣接地と一体利用して一般個人住宅を建築するための申請です。隣接所有者の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。 受付番号9番は、同じく春里地区センター北の農地で、令和5年10月31日に農振除外された農地で、隣接の保険サービス事務所の駐車場として利用する申請です。隣地所有者への説明、同意もあり、土地改良管理組合の同意、排水同意もあり、雨水は道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。 受付番号10番は、同じく春里地区センター南にある農地を隣接する輸送機器製造業の駐車場として整備される申請です。隣接農地への被害防除策として擁壁を設置されます。雨水は地下浸透と水路への排水、汚水の発生はないので、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥村(保) 委 員	受付番号11番、広見お願いします。 農業委員13番の奥村が受付番号11番の案件について報告します。 受付番号11番は、広見二丁目の区画整理地内に残っていた農地を隣接の共同住宅の駐車場敷地にするための申請です。平成10年頃から駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。現状のまま使用され、雨水は道路側溝への排水となっており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	三 宅 委 員	受付番号12番、13番、中恵土お願いします。 推進委員9番の三宅が受付番号12番と13番の案件について報告します。 受付番号12番は、中恵土上野地区の農地に行政書士事務所を建築するための転用申請です。周囲は既存のコンクリートブロックで囲まれており、隣接者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 員	長	受付番号 13 番は、中恵土前波地区内の農地に一般個人住宅を建築するための転用申請です。西側の農地へはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	長	【意見・質疑なし】
		ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
委 員	長	議案第 3 号及び議案第 4 号受付番号 1 番について、それぞれ原案のとおり、許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
		【異議なしの声多数】
議 事 務 局	長	異議ないものと認め、議案第 3 号及び議案第 4 号受付番号 1 番は、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
		続きまして、日程第 5、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。
議 事 務 局	長	それでは、事務局に説明を求めます。
		日程第 5、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。
議 事 務 局	長	申請の内訳は、事業計画の変更に伴う、売買による所有権移転 1 件、事業計画の変更 1 件の合計 2 件です。
		受付番号 1 番については、審議済みですので、受付番号 2 番について説明します。
議 事 務 局	長	受付番号 2 番は、大森の法人が、計画内容の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。
		転用事業者は、大森地内で木工業駐車場及び倉庫を整備及び建築するとのことです。
議 事 務 局	長	立地基準判定は、第 2 種農地となります。
		許可済みの事業計画を一部変更するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。
議 事 務 局	長	その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
		周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。
議 事 務 局	長	転用事業者は、申請地に、駐車場と露天資材置場を整備する計画でしたが、雨に弱い資材及び製品を保管する場所が必要になり、露天資材置場から倉庫を建築することになりました。また、事業計画変更の申請前に、工事に着手していたことが判明したため、直ちに工事の中断を指示し、始末書を提出させています。
		令和 3 年 8 月 17 日に農振除外されています。
議 事 務 局	長	この案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
		只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。
議 事 務 局	長	受付番号 2 番、大森お願いします。
		推進委員 7 番の奥村が受付番号 2 番の案件について報告します。

		受付番号2番は、令和4年5月に露天資材置場と駐車場として承認、許可された案件です。隣接者の元農業委員から基礎工事に着手していると情報提供があり、事務局と地元農業委員で現地を確認したところ、倉庫を建築するとのことでした。許可の転用目的と違うため、工事を中止し、事業計画変更申請を提出するよう指導をしました。しかし、指導しても工事が進められたため、事業者の会長、社長に再度工事を中止するよう指導し、現場が止まりました。事業計画変更申請には、始末書が添付されていますが、強い指導、ペナルティができないか、今後のためにも対応策を検討してはどうかと思います。また、隣接する市道で、製品等の積み下ろし作業を実施しており、指導をお願いしたいです。 事業計画変更の承認については、隣地者も同意しており、問題ないと思います。
議	長	地元委員の意見について、事務局から回答等をお願いします。
事	務	始末書等、強い指導、ペナルティについては、現在、対応策はありません。しかし、年内の完成が2月末頃まで着工が延期されたことがペナルティになると考えています。
局		
議	長	文書発送などは出来ないか。
事	務	文書発送による指導はしたことはありません。現場等で指導すれば、多くの現場は中止されています。
局		
		悪質な業者については、リストアップしており、何度も繰り返す業者は、注視しています。農地パトロール等で事前着手案件を発見されましたら、連絡をお願いいたします。
議	長	市道で製品等の積み下ろし作業をしていることについての対応はありますか。
事	務	市道での製品等の積み下ろし作業については、担当部署へ情報提供し、指導をお願いします。また、許可書交付時に事業者へ口頭指導を行います。
局		
議	長	この案件につきまして、他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
		議案第4号、受付番号2番について、原案のとおり、承認相当として市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第4号、受付番号2番は、原案のとおり、承認相当として市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第6、議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。
		それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	日程第6、議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
局		今月の申請は、3件です。
		受付番号1番は、二野の方が所有する二野地内の畑です。
		該当農地は、現所有者が相続により取得した平成24年以前より耕作しておらず、周辺の竹林から竹が進入し、竹林化が進み、現在に至るとのことです。
		受付番号2番は、二野の方が所有する二野地内の畑です。
		該当農地は、昭和の頃までは耕作していましたが、耕作に不向きな土地であったため、

		耕作しなくなり、その後山林原野化し、現在に至るとのことです。
		受付番号 3 番は、大森の方が所有する羽崎地内の畑です。
		該当農地は、昭和 51 年頃まで耕作していましたが、昭和 51 年頃に倉庫を建築し、自宅敷地と一体利用を開始し、現在に至るとのことです。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号 1 番、2 番、二野お願いします。
奥村(武)委員		農業委員 9 番の奥村が受付番号 1 番、2 番の案件について報告をします。
		受付番号 1 番、2 番は、隣接地ですから併せて報告します。
		申請地は、二野工業団地北にある土地ですが、事務局から説明がありました様に、それぞれ相続した時点で耕作はされておらず、竹林化や山林化しており、非農地として、問題ないと思います。
議	長	受付番号 3 番、羽崎お願いします。
鈴木(好)委員		推進委員 6 番の鈴木が受付番号 3 番の案件について報告をします。
		受付番号 3 番は、羽崎の土地で、事務局から説明がありました様に、昭和 51 年に倉庫を建築し、自宅敷地として一体利用され、現在に至るとのことで、非農地として、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
		議案第 5 号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 5 号は原案のとおり、承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 7、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。
		はじめに、受付番号 1 番、2 番の案件は、農業委員 9 番の奥村武司委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わるすることができないため、退席を求めます。
		(奥村武司委員、退席)
		それでは、受付番号 1 番、2 番について、事務局に説明を求めます。
事務局		日程第 7、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
		今月の申請は、6 件です。
		最初に、受付番号 1 番、2 番について説明します。
		受付番号 1 番、2 番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。
		羽崎の方外 1 名と二野の法人との間での再設定と新規の使用貸借権の設定です。
		羽崎地区内の該当農地について、令和 11 年 1 月までの 5 年間、及び令和 9 年 1 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

議	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第6号、受付番号1番、2番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第6号、受付番号1番、2番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。 それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。 (奥村武司委員 着席)
議	長	引き続き、議案第6号を議題といたします。受付番号3番から6番について事務局に説明を求めます。
義	務	局
		受付番号3番から6番について説明します。 受付番号3番から5番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。 塩河の方外2名と土田の法人との間での再設定と新規の解除条件付使用貸借権の設定です。 塩河地区内の該当農地について、令和9年1月までの3年間、利用集積を図るものです。 受付番号6番は、下恵土の方と下恵土の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。 下恵土地区内の該当農地について、令和8年1月までの2年間、利用集積を図るものです。
議	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第6号、受付番号3番から6番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第6号、受付番号3番から6番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の12月指導分について報告します。 別添資料1をご覧ください。(件数8件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の12月届出分です。
別添資料2をご覧ください（件数1件）

3. 農業用施設の届出書の12月届出分です。
届出はありませんでした。

4. 12月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

11件の届出がありました。

田	8筆	3,016.00 m ²	畑	15筆	3,674.00 m ²	合計	23筆	6,690.00 m ²
---	----	-------------------------	---	-----	-------------------------	----	-----	-------------------------

5. 県が行う転用事業について

久々利地内において、県が行う、栃洞ため池改修工事のため、仮設道路、資材置場として一時転用します。

期間は令和4年11月21日から令和6年3月15日まで

6. 今後の日程について説明します。

今回の現地確認は1月30日の火曜日を予定しています。

また、令和6年第2回農業委員会総会は、令和6年2月2日金曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

総会終了後にタブレット端末の使用に関する研修会を行います。

7. その他

議会報告会の開催について、連絡

1月19日の研修会について、出欠確認と集合場所、時間の最終確認

議

長

これをもちまして、令和6年第1回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。

また、会長が欠席により議長を務めさせていただきましたが、委員皆様のご協力により無事に総会を終了することが出来ました、ご協力ありがとうございました。